統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会(第8回)議事録

- 1 日時 平成18年10月30日(月)10時00分から12時15分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者

構成員:竹內啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟 岡史雄委員

総務省: 衞藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査 企画課長、千野雅人経済統計課長

4 議題

- (1) 意識調査の結果について
- (2) 地方公共団体との調整状況について
- (3) 政令改正の状況等について
- (4) 基準・条件について
- (5) 科学技術研究調査に係る実施要項について
- (6) その他

5 配布資料

- (1-1) 個人企業経済調査に関する意識調査の結果について(結果概要)
- (1-2) 労働力調査に関する意識調査の結果について(結果概要)
- (2) 地方公共団体との調整状況
- (3) 民間開放を可能とするための関係政省令改正について
- (4) 総務省所管の指定統計調査における民間開放の基準・条件
- (5) 科学技術研究調査に係る実施要項について

6 議事録

竹内座長 第8回の統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会を開催いたします。 本日の議題について簡単にご説明します。

議題の第1は、意識調査の結果についてということで、個人企業経済調査と労働力調査の対象に対しての意識調査の結果についての報告。議題の第2は、地方公共団体の調整状況についてです。民間開放・市場化テストの計画に関する地方公共団体との調整状況についての報告、第3は、政令改正の状況等についてでありまして、民間開放を可能とするために関係政令・省令の改正が必要ですが、その点についての報告、第4は、基準・条件についてです。これは、全国的な統一を確保するために、民間開放の際の基準・条件等についてどうするかを議論していただきます。第5は、科学技術研究調査に係る実施要項についてです。科学技術研究調査は来年度から民間開放を実施するわけですから、そのための民間競争入札にかける際の実施要項について議論していただきます。最後に、今後の研究会の進め方などについても報告があります。本日は内容が多岐にわたるようでありますので、主として議論していただく項目は基準・条件についてと考えています。早速議論に入らせていただきます。

それでは、意識調査の結果について事務局からご説明いただきます。

飯島課長 資料1 - 1、1 - 2に基づきまして、意識調査の結果について現時点での中間的なものですが、説明させていただきます。

まず資料1-1、これは1番の目的のとおり、個人企業経済調査に関する意識調査ということで、毎四半期ごとに行っております個人企業経済調査の本体調査の調査対象に対しまして、 調査終了後に意識調査を実施した結果です。

なお、現在行っている個人企業経済調査をモデルにした試験調査の方につきましては、それが終了してから意識調査を実施するという予定でおります。

2番の調査の対象ですが、個人企業経済調査の調査対象のうち、今年の4 - 6月期に調査が終了した1,312の事業所で、郵送で調査しました。

4番に回収結果がありますが、有効回収が51%という状況で取りまとめたものです。

5番は、調査結果の概要で、調査内容は、別添としてつけてあります。問7が統計調査の事務の一部はどちらが行った方がよいかという質問で、これについての回答は、「どちらでもよい」が28%、「国・都道府県がよい」が42%、「民間がよい」が7%となっております。

「国・都道府県がよい」理由と「民間がよい」理由をみますと、「国・都道府県がよい」理由としては、一番回答が多かったのは秘密を守る、次が目的外使用をしないと、これらが高い

回答率になっております。「民間がよい」理由としては、一番多かったのが効率的である、それから丁寧な応対であると、これらの回答率が高くなっています。

それから、問6で今回訪問した調査員は都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員であることを知っていたかということを聞いています。結果は「知っていた」が37%、「知らなかった」が57%となっております。最後に、問6と問7のクロス集計の表を載せております。これをご覧いただきますと、「知っていた」、「知らなかった」について、国がいいか民間がいいかという回答率はそれほど大きく違いませんけれども、相違があるのは「分からない」というところで、「知らなかった」の方が「知っていた」の2倍以上の回答率になっております。

現時点で取りまとめた結果は以上ですが、今後、試験調査の方の意識調査の結果が出てきた ところで、比較のための集計などをしてまいりたいと思います。

それから資料1-2ですけれども、これは労働力調査に対する意識調査の結果についてです。 調査の対象ですが、毎月実施しております労働力調査の調査対象のうち平成18年4月に調査が 完了した4,756世帯を対象に郵送で行いました。4番の回収結果のとおり、有効回収が約 67.7%になっております。

5番の結果の概要をご覧いただきますと、こちらも後ろに具体的な調査内容をつけてありますが、問4で統計調査の事務の一部はどちらが行った方がよいかと聞いており、「どちらでもよい」が34%、「都道府県がよい」が42%、「民間がよい」が7%となっております。「都道府県がよい」理由は先ほどの個人企業と同様ですが、秘密を守る、専門性があるという回答が高く、「民間がよい」理由は効率的である、丁寧な応対という回答が高くなっています。

また、下のグラフは調査票提出世帯別の官民比較で、すべて提出したという回答があった世帯と、一部未提出等があった世帯について、それぞれ分けて集計しますと、図3及び図4のとおりになっております。

いずれも、都道府県と民間の比率は大きく変わっておりませんが、「どちらでもよい」とい う回答比率が大きく違っている特徴がございます。

それから問3が、今回訪問した調査員は都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員であることを知っていたかということを聞いており、約3分の1が知っていて、3分の2が知らなかったという回答でした。問3と問4のクロス集計の結果、これは先ほどの個人企業経済調査と同様で、大きく違っている点は「分からない」という回答のところが「知っていた」と「知らなかった」で大きく回答率が異なるという状況です。

それから最後に、調査実施者が注意すべき点を聞いており、これは複数回答による集計です

が、回答の多い順に「秘密の保護」が82%、それから「丁寧な応対」が49%、「訪問時間帯に 気をつける」が44%、このような回答状況になっております。概要は、以上のとおりです。

竹内座長 ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見ございますか。

舟岡委員 資料1-1の結果の概要の下のクロス集計について、先ほど「分からない」のところに特徴があるという説明でしたが、公務員であるかどうかを知っていたか否かの違いで「国・都道府県が良い」と「民間が良い」の回答に差が出ていることから判断すると、「分からない」という答えの中には都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員というのが何を意味するか理解できなかったことによる回答が多く含まれているのではと思います。

それから、資料1-2についてですが、労働力調査は失業率を把握する極めて重要な統計ですので、失業している人と職を持っている人の間でどこが調査事業を担うのかについての意識の違いを集計できるといい。失業者と就業者で意識の違いが明確に出てくるとしますと、労働力調査に民間の調査を導入するのは結果に偏りをもたらすとの重大な懸念を持たざるを得ません。

竹内座長 このままだったら失業率4%ぐらいだから、5,000に対する4%は200で、それの67%とすれば百何十ぐらいですよね。

舟岡委員 それぐらいでぎりぎり判断できる。

竹内座長 初めから失業した人のところへ送ることは可能ではないし、一方全部に配るのであるからことさらふやすのは難しいですかね。つまり、そのことを言うには標本として少なすぎるんじゃないかという気がするのですが、どうですか。

飯島課長 時間的な制約があり、十分に分析できていないのですが、これは労働力調査の調査対象に対して事後的に行っているものであり、本体調査とのつき合せはこれから行います。

竹内座長 本体調査に関して、年齢別とかいろいろあるでしょうから、これからやっていく。 大ざっぱに言えば、「どちらでもよい」というのが大体ある程度あって、また、国や都道府 県がやった方がいいというのが「民間がよい」よりはずっと多いというようなことが、大体の 結果かと思います。

それからもう一つ、今回訪問した調査員は公務員であることを知っていましたかどうかということについては、例えば今回、訪問した人の身分は何だと思いますかと言ったら非常勤の公務員と答えられる人は恐らくわずかしかいないと思うので、選択肢を3つか4つ用意したらもうちょっと正解率が上がるでしょうけれども、知っていたという人が3分の1ぐらいということはあまりよく認識されていないだろうなというのが感想です。

舟岡委員 そうですかね。この調査を行うときは、総務省統計局ですがということで始めますが。

竹内座長 総務省統計局ですがと言ったときに、統計局だと言ってきた人が非常勤公務員の 身分をもっている人という理解をしているかどうかという意味ですが。

新村委員 今日、ご報告いただいた趣旨ですけれども、まだ中間報告ということでよろしいんでしょうか。要するに、今の報告について今議論すべきなのかどうかがちょっとわからないので、どこまで意見を言っていいのか。

竹内座長 これからもう少し詳しい分析をされるということもありますから、今解釈すると いうより、こういう分析をしてほしいというような意見を言っていただきたい。

新村委員 そういうことで、わかりました。今の公務員のところの結果は興味深く、私は、 やはり国の調査ということが重要であって、別に来る方の問題ではないと考えている方の方が 多いというふうに読みとりましたが、そういうところを最終的な研究会の取りまとめの際に議 論する場があると考えてよろしいでしょうか。

竹内座長 そのように考えています。

新村委員 分かりました。

小川委員 面白い結果ですけれども、民間の人たちだと最初から知っていたら、レスポンス がどうなるのか。知っていましたかと後で聞いているわけですよね。

そういう意見を聞くのであれば、民間がやっているということで回収率に影響するかどうか、 つまり、本当は民間がやっているということを初めから知っていれば、ビヘイビアが変わった かどうかというところを知りたいのではないかと思うんですよね。

この結果を見ると、回答者の方は、秘密の保持ということに非常に神経を尖らせていますよね。そういうリスクがあるということを知りながら、民間の人が調査で来たときに果たして今までどおり、同じように答えてくれるかというところは本当はわからないのですが。そこのところをどういうふうに調査していいかわかりませんけれども、そういったことは知る必要があると思う。

竹内座長 小川さんのご質問に対するような趣旨については、試験調査の方の分析結果はま だ出ていないわけですね。

小川委員 私が特に言いたいのは世帯のものです。

竹内座長 労働力調査の方はちょっとわかりませんね、今データがないから。試験調査の方はまだ分析されていないんですか。

飯島課長 試験調査自体の結果はこれからですし、その後、事後的に意識調査を行いますので、それとの比較検討はその先になります。

竹内座長 これからということであります。それでは、次にいきたいと思います。

議題の第2は、地方公共団体の調整状況についてですが、これについて、事務局から説明をお願いします。

飯島課長 資料2に、簡単にまとめてございます。

10月6日に民間開放に向けた計画を取りまとめ、公表しました。同時に、都道府県、それから市町村には都道府県を経由する形で送付、連絡をしております。

また、10月11日に都道府県と人口10万人以上の市を原則対象にして、この計画についての意見を照会しております。その照会の締め切りは、都道府県と市町村それぞれ下にあるとおりの提出期限を設け、集まってきているところです。

さらに直接説明として、10月17日に「統計調査業務に関する全国都道府県統計主管課長会議」ということで、全都道府県の統計主管課の課長を招集した会議を急遽開催して、計画の内容の説明と意見交換を行ったところです。その1週間後の24日には、政令指定都市の統計主管課長会議ということで、政令指定都市の統計主管課長を招集した会議を開催しました。そこでの内容についてはきちんとペーパーにはまだまとめていませんが、主な論点としては、資料に書いてあるようなものです。

都道府県との会議では、1つめの「民間開放全般について」も、いろいろな意見が出ております。例えば都道府県庁全体としてスリム化とか効率化への圧力というのもある状況の中で民間開放自体は検討したいというような意見、ただその場合でも来年度からの実施は難しいと、いろいろな留保条件つきの意見が出ています。また、民間開放全般についての意見として、民間開放を行っても事務が複雑になり、苦情対応という負担が大きくなって、なかなか業務の効率化などのメリットは期待できないのではないか、むしろ調査の結果、精度の悪化とか、現行の調査体制が弱体化するというようなリスクが大きいのではないかという意見が出ております。

また、2つ目の「計画策定までの手続や統計局からの情報提供について」は十分にやってほ しいという意見、3つ目の「19年度周期調査への対応、スケジュール」ということですが、非 常に厳しいスケジュールということで、条例の制定とか予算ということを考えると、19年度か らの実施は困難であろうと。特に、事務処理特例条例についてかなり短期間で行う必要がある ということで、多くの都道府県から同じような意見が出ております。

4番目の「事務処理基準について」では、回収率とか結果精度を確保するためにどのような

契約内容にするか、民間開放を実施する市町村とその他の市町村の指導方法をどうするか、民間事業者のよしあしの判断基準を示してもらいたい、例えば予算的な手続あるいは統計の質の確保のための対応策、あるいは専任職員費との関係と、具体的な方向性を教えてもらいたいという話が出ております。

5番目の「制度面や個別調査における課題との関係」ということですと、専任職員費の扱いはどうなるのか、統計局の調査だけではなく、他省の調査を含めたトータルで見ないと効率化にならないのでないか、それから現行の調査方法自体を見直し、つまりオンライン調査の導入とかが先決であって、民間開放を考えるのはその先ではないかという意見、あるいは民間開放は可能な限り法定受託事務そのものを国に引き上げて、一括あるいはブロック単位で発注する形にするべきではないかというような意見などが出ております。 6番目の「地方における調査体制や調査員の実態について」では、既存の登録調査員の制度をどのように活用するかを検討する必要がある。それから、受け皿となる業者がそれぞれの地域で存在するかどうか疑問であり、特に過疎地域で調査を引き受ける事業者を見つけるのが難しいのではないかという意見がありました。

政令市の会議でもほぼ同様の意見が出ております。その論点の最後に、「民間開放の実施の 主体について」というのがありますが、法定受託事務として市が実施している事務そのものを 都道府県の方に引き上げて実施するような形を検討してもらいたいという意見が出ております。

それから、25日は都道府県からの照会回答の提出期限、27日は市区町村からの回答の提出期限ですが、まだすべては集まっておらず取りまとめの途中ですけれども、その中でいくつかご紹介します。指定統計調査に関する事務で民間事業者を活用することで効率化できると考えられるものがあるかどうかということについては、あると回答した中で具体的なものとして調査員の実施する事務とその周辺の事務、それから実査の準備とか審査、コールセンター。一方、効率化できる事務はないという回答があり、今の形で実施した場合に事業者や調査員に対する苦情の処理とか、入札に関する事務などで事務量が逆に増加してしまうと。

それから、地方公共団体で民間開放をする場合に、受託する事業者が未成熟な段階では事業 者と客体のトラブルへの対応などで業務の増加が懸念されるという意見がありました。

それから、統計局所管の指定統計調査の実施に関する事務を仮に民間事業者に委託した場合に期待される効果とか心配される点については、期待される効果として経常調査では、調査員の指導あるいは報酬の支払い、任命の事務などが省力化される、小規模調査の場合は民間委託の方が小回りがきくのではないか、調査客体からの照会に対する県職員の事務が軽減されると

いったものです。周期調査の場合ですと、調査規模が大きくなればなるほど、現在調査員の確保や審査での負担が大きくなっているので、引き受ける事業者があればかなりの事務軽減になるのではないかといった意見があります。

逆に心配される点としては、経常調査と周期調査とも、現状ではきちんと業務を履行できる 業者を見つけるのは難しいのではないか、回収率が低い場合や契約が十分に履行されない場合 に統計の時系列が崩れるのではないかということです。また、経常調査の場合ですと、一定レ ベルの事務処理能力を持つ民間事業者を継続的に確保できるかどうかという問題、周期調査の 場合ですと、5年に一度では事業者が事業を展開するのが難しいので安定的に事業者が仕事を 受けるためには省庁をまたがって一定業務量の周期調査を毎年実施できる必要があるけれども、 それはなかなか現実的に難しいのではないかというようなことです。そのほか、調査員を多く 雇ったときに事業者がすべて統率して確実に調査票を回収できるかどうかということ、さらに 個人情報の漏えいの問題とか調査結果の不正使用の問題なども心配されるという意見が出てお ります。

それから、指定統計調査に関する事務で、今の調査のやり方、仕組みを変えることで民間事業者を活用できる部分があるかという質問をしており、ある場合には変えるべき内容と、それによってどのような点で効率化が図られるかということを聞いています。これについては、調査事務を国の直接執行事務とし、モニター制度、郵送、インターネットを活用して、総務省で一括して民間委託することで効率化が図られるのではないかという意見があります。また、小売物価統計調査のように、携帯端末を使って調査データが直接総務省に送られるシステムになっているものについては、そのまま民間事業者に委託する方法があるのではないか、このほか、実査関係や準備調査では調査地図の作成について民間の地図作成会社や測量会社等に委託できないかという意見が出ております。

それから、10月6日に決定した計画について全般的な意見要望の照会もしており、これについてもいろいろと意見が出ています。特に民間開放によって地方統計機構が組織、人員、予算と大きな影響を受けるので、十分地方の自治、運営にも配慮したスケジュールとしてもらいたいというものです。事務処理特例条例に関しては、条例改正は議会の議決事項となって柔軟な対応ができないので政令等の改正で対応できるような形で検討してもらいたいというもので、また、民間事業者に委託する際の、具体的な業者の資格要件や入札基準、契約内容などを早めに示してもらいたいというものです。

このほか、法定受託事務として行っている今の統計の体系を見直して国が直接業務を民間事

業者に委託すべきであろう、試験調査の結果などを十分に見る必要があるので、試験調査の実証的検証と問題点を明らかにした上で、都道府県などの意見を聞きながら議論を進めてもらいたいというようなものです。

それから、調査員の問題につきましては、民間委託が進むと、現在の登録調査員が減少して、 民間委託しない調査についても調査員の確保がさらに困難になるおそれがあるので、この点を よく整理してもらう必要がある、また、調査員手当てについて、民間委託した場合には業者の 利潤や経費を捻出する関係上、調査員報酬が原稿より低額なものとなるおそれがあるので、優 秀な調査員が確保できなくなるのではないかという問題があるということです。

まだ十分にまとめきれておりませんけれども、都道府県からの調整状況と主な意見の紹介ということで申し上げました。

以上です。

竹内座長 ご質問、ご意見ございますか。

調整状況ということですが、調整までいっているのではなく、意見を伺ったという段階です ね。

飯島課長 意見をいただいて取りまとめているという状況です。

竹内座長 つまり、それに対してどう対応するかということまでは話が進んでいないという ことです。地方のご意見の中には当然初めから心配すべきことと、地方ではなく国で心配すべ きこととかいろいろあると思いますが、どうでしょうか。

新村委員 地方からはいろいろなご意見が出ており、とりわけスケジュール的な面、ものすごいスピードで十分な検討なく、民間委託が決まったことに対し、なかなか難しいというようなご意見が出たという理解をしております。

あまり拙速にならないように、民間委託ができるようなタイミングで、やはり計画自体も考えた方がいいというのが、私の前から言っている第一の意見です。

それから2番目が、地方からもご意見が出たと思うのですけれども、現行の調査員体制と民間委託をするということと、どういうふうに折り合いをつけていくかということについて検討する必要があるのではないか。今のようにバラバラと民間委託することになると、調査員のモラルがすごく下がるように思います。むしろ、このシステムは民間委託に全面的に移行するのではなく、一方、調査員制度にほころびも出てきているので、それを補完する形で民間委託を実施するという位置づけにするのか、あるいは民にできることは民にする方向とするものの、国の大切な調査であるということには変わりがないので、調査員の方がつくり上げた仕組を上

手に活用できるような形にするのか、というようなことの考え方や具体的にどうやるかという ことを決めて、地方に発信しないと、こういうシステムというのはモラルが下がるとボロボロ と崩れるような気がしています。

いずれによるとしても、当面は引き続き大部分のところでやっていただかなくてはいけない わけなので、私たちは要らないんだという感じになっては一番困ると思います。

だから、そこのモラルを維持しつつ、例えば民間業者がうまく使えるような仕組みとかの共存の方法を考える必要があるのではないでしょうか。国の調査で相変わらず重要な統計調査を やるということは全く変わりないわけですから。

私はもともと民にできることはなるべくやってもらいたいということもあるんですけれども、 国の重要な調査ということを一生懸命PRなさっているから協力しているのであって、私は調 査員の方もそうだと思いますので、今ある仕組みを壊れるに任せるというようなところが気に なっていて、早めの発信をぜひお考えいただきたいと思っております。

竹内座長 新村先生がおっしゃったことに関連して伺いたいことは、民間が登録調査員を使っていいのというか、積極的に使ってもらうべきなのか、使ってもいいということなのか、それとも国と民間は別だから使わないようにしてほしいというのか、どうでしょうか。

飯島課長 トータルとしての民間委託の量的なもので言えば、一部ということと思いますが、どういう自治体が民間委託を進めることになるかはわかりませんけれども、恐らく今の調査員の選任などはなかなか難しいということがあり、比較的取り組むインセンティブがあるのではないかと思います。いずれにしても今の登録調査員制度はできるだけ維持していくことが統計調査全体としては必要だと思いますので、今の登録調査員を必要があれば民間の方でも使ってもらえるような仕組み、例えば情報提供をするとかは考えられると思います。

竹内座長 そういう方向にいくというのは一つの考え方と思います。実は少し前に大内賞の表彰懇談会で調査員の方にご意見を聞いていたら、自分のやっている調査の関連調査の一部が民間委託になったのがわかって、そちらの調査の調査員もやりませんかと言ってこられたけれども、その人の言い方の雰囲気を伝えれば、そんな金でやるようなことはやりませんと言って断ったというのです。逆に言えば、それだけプライドを持ってやっておられる登録調査員もいるので、そのときに民間の方が登録調査員は有能だから、国よりいい給料を出しますから来てくださいといったようなことで登録調査員全体のモラルを壊すようなことになると、まずいと思います。

といって、民間には行けないとなると、その人の能力を活かせなくなりますから、民間でも

なるべく登録調査員の能力は活かした方がいいものの、登録調査員の方のモチベーションには必ずしもお金でないところがあるので、このあたりが難しいことだと思います。その辺のことについては、統計関係機関を通じて実際の登録調査員の方にも説明していただいた方がいいと思います。そうでないと、新村さんやおっしゃったように、調査員のモラルを壊す可能性があるという気がします。

舟岡委員 民間開放について、実効性のあると考えられる業務はこれまでにも実施してきていますし、今後も追求すべきであることは確かですが、包括的な民間開放ということになりますと、調査の仕組み全体を大きく見直すことを伴います。これには、10年、20年ではなくて、大げさに言いますと50年ぐらいの大きな計画を立てないことには、統計調査は大変なことになる。

話を伺っていると、民間開放を大前提としていろいろな検討が行われる方向のようですが、 それはおかしいのではないかと思います。民間開放することが本当に適当であれば行うことで いいのですが、そのときには20年、30年の計画で民間開放を前提とした統計調査の大きなスキ ームをつくり上げるべきであり、まだそこに踏み込むべきかどうかの前の段階での検討が十分 なされていないのではないでしょうか。

竹内座長 舟岡さんがおっしゃるのはそのとおりだけれども、民間開放・市場化テストを前提にして議論しようというのはここで決めたことでもないし、統計関係者で決めたことでもなくて、いわば政府全体の方針の一部みたいなものですから、それをここでどうしたらいいかということは難しいと思う。

舟岡委員 少なくとも、いろいろな政策を実行するときには、エビデンスに基づいてと言われており、そのエビデンスをつくるのが統計ですから、統計調査のあり方についてもエビデンスに基づいて検討すべきあって、民間開放が世の一部で言われているように本当に効率的で、そして精度も維持できるという、そういうものであるかどうかについて証拠をきちっと集めないと判断のしようがないのではないですか。

竹内座長 それはそのとおりですけれども、例えば郵政民営化にしてもそうですけれども、 あれはエビデンス・ベースに全部なっているかどうかということは、私は必ずしも十分そうなっていないと思うんですよ。ただ、むしろ脱規制・開放論を支持する議論をすれば、こう変えたらどうなるかということについて、十分まだそれが本当にいいかどうか議論の証拠がないじゃないかという議論はよくできるんだけれども、ただそうなると今までやってきたことがないものもよくわからないということも一つある。 それからもう一つは、こっちへ変えたらどうなるか分からないと、では今のままでいいんですかという議論になるわけですね。A案、B案、C案、D案という対案を出すと、どれもまずい、これもちょっとここがおかしい、これもちょっとおかしい。結局どれもだめだから、では現状のままでいきましょうということにとかくなりがちです。それはしようがないと思うんですよ、ある意味では。

舟岡委員 例えば、郵便については、他の国に先例があるわけです。だから、日本では十分な検討がなされていなかったかもしれませんが、諸外国の先例をもとにして効果を図ることができました。しかしながら、統計では例があまりありません。重要な統計について、唯一イギリスで鳴物入りで民間開放をうたったけれども、検討した結果、小売物価調査でしかできないということになったわけで、先例のないものを何の証拠もなしに踏み切るという乱暴な話はないと思いますよ。

竹内座長 ですから、政府の方針に必ずしも100%沿っていないかもしれないけれども、統計については事実上、包括的な開放ということはとりあえずやめて、今のところ実際に可能なところを少しずつやろうと、臆病に踏み出していると思うんですよね。臆病に踏み出した結果、もう一つ先までいくのかどうかはまだ決めていないし、そう簡単に決められないことだと思いますし、世間の風向きによって止まっちゃうということもあるかもしれないと思います。だから、舟岡さんのおっしゃることはもっともだけれども、ここでその議論は無理のような気がするのと、どこでそういう議論をしたらいいかというのが大問題としてあるわけですが、統計そのものについて言えば民間開放だけじゃなくて、すべてについて根本的に考えなきゃならない問題、そもそも政府が統計なるものをつくって発表する必要があるかという議論だってあるわけで、民間が全部データを集め、必要な人はお金を払って買えばいいという議論もあるわけです。もちろんとんでもない議論だと思うけれども、議論としてはあり得るわけです。しかし、そういう議論をここでするわけにもいかないので、私としてはこの研究会の出発点としては、とにかく検討することになったが、ただ今までの経験もなく、諸外国もはっきりしていないことだから、それから統計は他の問題と違って、一遍失敗したら取り返しのつかない面もたくさんあるから、一気ではなく慎重にというのが現状だと思います。

新村委員 同じことですが、舟岡先生がおっしゃったように20年、30年でどちらがと決めるのは、この場で議論することではないと思います。ただ私は、調査員制度が今のままでよいかという選択肢を竹内先生がおっしゃったけれども、これはかなりの危機に瀕していると思うので、その解決策は必ず必要であると思います。それで統計審議会でもこれまでインターネット

を使おうとか郵送にしようとかいろいろな議論をしてきたわけでありますし、今のままでもう何もしなくていいということではないとの結論になっていると思うのです。民間委託というのはオプションであり、全部それになるかどうかはわかりませんが、やってみる価値のあることと思っており、推進をということになったんですけれども、ただ移行期として、特に当面の話として、7割型は機能していると思われる調査員制度の崩壊をなすすべもなく、7割の部分までできなくなってしまうことを心配しているわけです。

それが、だらだらと出てくる民間開放で私たちは要らなくなるのではないかというような、 先ほどモラルと申し上げたのはそういう意識の面で、これまで築き上げてきた部分が壊れ始め るとすごく早いのではないかという気があります。そうではなく、あなたたちにはここまでこ ういうふうな形でお願いするというようなメッセージが当面のこととして要るのではないかと いうのが、私の先ほどの主張でございます。

そうしないと、私は何かボロボロ崩れるような気がしています。私も大内賞の懇談会なんかでお話を承りますと、やはりそういうモラルでやっておられる方も多いようですので、メッセージを出した方がいいのではないかという意味で申し上げました。当面の策です。

舟岡委員 調査員制度が崩壊ということに関して、何か根拠があるのですか。その情報はこれまでに伺っていませんが。

新村委員 民間開放とかの話が新聞などに載ってくるわけですよね。そのようなときに、き ちっとした対応なくていいものかと。

舟岡委員 登録調査員制度が機能しなくなったというのは。

新村委員 なってきているということです。例えば都会部では調査員が確保できないという 話もずっと前から聞いていますよね。

舟岡委員 国勢調査の仕組みは登録調査員制度とは別の運営になっていますから。

竹内座長 登録調査員でやるところの話だけれども、例えば登録調査員が高齢化しているというようなこともあって、登録調査員が行って調査することの困難さがだんだん増している。 一方で、高齢者が多くなったからもっと若い人が来るかどうかという問題もあって、7割方が機能という趣旨と思う。私はもっと高い点を出してもいいと思いますが、ただ将来についてはも新村さんと同じ意見で、今のままの制度ではもたないだろう。

ただその場合に、今までの制度はもたなくなるから、それはほっといておいて民間でやりますと言っているのでは、制度が急速に崩壊してしまう形勢があるので、そこはむしろせっかくある制度をうまく生かして次につないでいくようにしなければならないというのが新村さんの

ご意見だと思うし、私も全く同感であります。

それでは、地方公共団体との調整ということに関して、調査員レベルまでの話をぜひ入れていただきたいと思います。地方公共団体、行政部門とだけ調整するのではなくて、調査員のところまでやってもらうことが大事ではないかと思います。

次の議題は政令改正の状況等についてということ、それと結びついて、契約における基準・ 条件等についてということであります。これについてもご説明をいただきたい。

飯島課長 資料3と資料4をまとめて説明させていただきます。

まず資料3ですが、これは民間開放を可能とするための関連する政省令について、どういう ふうな改正になるかという要点をまとめたものです。

統計法施行令については、内閣法制局などと準備を進めている状況です。統計法施行令の中では、1つは、都道府県経由・市町村経由の調査の共通部分としては、調査票の配布・取集に関する事務を統計調査員を設置しないで行うことができるような改正を行うことであり、また、市区町村経由の調査の場合には、統計調査員の設置に関する事務と調査票の配布・取集に関する事務を都道府県知事から市区町村に移譲する改正を行うことであります。

それから、個別の調査規則、これは省令になりますけれども、統計調査員を設置しない場合の手続とか、調査票の配布・取集、調査票の提出、これらを民間事業者が行う場合の事務の流れについて規定するという改正であります。

資料3の参考として統計法施行令をつけてありますが、その別表には具体的な調査ごとに都 道府県知事が行う事務と市区町村長が行う事務を規定しています。例えば、就業構造基本調査 のところをご覧いただきますと、都道府県知事が行う事務が定められていますが、その一とし て、統計調査員の設置に関する事務、下の方に二として、調査票の配布に関する事務、三とし て、調査票の取集に関する事務、こうしたものが改正の対象になってくると思います。

それから資料4ですが、これは法定受託事務の処理基準等として示すべき内容になると思われる。民間開放の基準・条件について検討すべきものをまとめたものです。

基本的な考え方として、地方公共団体の判断で民間事業者による調査実施を可能とするわけですけれども、データの全国的な統一性とか精度の確保、統計調査への正確性・信頼性の維持向上と、これは引き続き確保していく必要があります。一方、民間委託する場合に過度に制限しないよう、ある程度創意工夫の余地という観点での留意も必要だろうということです。

提示する内容ですけれども、大きく3つあるかと思います。

1つ目は入札の内容、2つ目が契約の内容、3つ目が実施事業者の監督・モニタリングとい

ったものです。

3つ目の実施事業者の監督・モニタリングにつきましては、改めてご議論いただきたいと思 います。

そこでまず、入札の内容についてですが、履行能力のない事業者の参入を防止するためにどのような資格要件事項を定めるか、また、入札内容についてどのような総合評価項目を定めるべきかということで、考えられる内容として から まで挙げてあり、その下の表の留意点等をご検討いただければと思います。

まず として、調査員の質・量に関する基準、これは留意点としては「質」を客観的に測ることが可能かどうかという論点があろうかと思います。このための「素材」として、量的なものでは直近の調査で設置された統計調査員の人数、また、質的なものでは類似の事業・業務に従事した経験といったものがあるのではないか。

として、調査の実績に関する基準、これは「類似事業」の実施経験といったものになろうかと思います。「類似事業」としてどういったものがあるのか、「実績」をどうとらえるのかということで、「類似事業」としては例えば公的な主体や民間が実施する調査員調査等また、実績としては調査の「経験」、規模、期間、回数あるいは回収率などが考えられるのではないか。ここで、新規参入を過度に制約しない必要があるということも留意する必要があるということです。

としては、業務実施体制に関する基準、これは委託業務の履行能力の判断要素としてどんなものを考えたらいいかということです。調査員の指導・教育の体制、担当者の存在や研修の内容、それから個人情報の管理・保護に関しての管理規定やアクセス制限等の状況、指示・連絡の体制、その他、照会への対応体制、不在・非協力への対応体制などが考えられるのではないか。

ですが、事業者の状況に関する基準として、信用度のようなものが測定可能かどうか、特定の業種、例えば訪問販売会社のようなところが調査を受託するにふさわしくないという考え 方もありますけれども、そういったものの排除があり得るかということです。その「素材」と しては、財務・会計に関する事項として資本金、売上高等があります。

それから ですが、 から のいろいろな要件のうち、どれを資格要件として、どれを評価の要件とするかということで、「必要最小限(必須)」のものについては資格要件とし、あることが望ましい、満たすことが望ましいものについては総合評価項目とするという考え方で、どの程度のウェイトで評価するかということがあります。例えば、資格要件として考えられる

ものとしては、必要最小限の質や量、特定の業種に属さないこと、個人情報の漏えい・不正使 用等を犯していないことといったものがあるのではないか。

次に、契約の内容についてです。

(1)として、対象事務に求められる「質」があり、これについて表をご覧いただきますと、として「質」の指標ですが、留意点ではサンプリングに忠実なものとなっているかどうか、調査客体の状況が忠実に反映されているか、調査客体からの信頼性が得られているかというようなことがあり、また、実際にそういう指標データを得ることができるかどうかという観点もあろうかと思います。回収率、代替率、拒否率、それから調査票の内容を見て未記入率、誤記入率といったものが考えられるのではないかということです。

として、要求水準の設定の仕方ですが、これは留意点としては、近年、調査環境の変化から回収率が悪くなっているという状況があり、また、地域的にもかなりばらつきがあり、各地方がそれぞれ民間に委託する場合に、そこをどう考えるかということがあります。水準設定の判断材料として、例えば直近の実績と過去の実績をミックスしたもの、あるいは全国平均と地域の実績をミックスしたもの、こういったものがあり得るかと思います。

として、要求水準の考え方ですが、これは必達目標型にするのか、努力目標型にするのか、 それからどの程度のプラスマイナスを許容するのか、プラスは幾らでも望ましいですが、マイ ナスをどこまで許容するかということがあろうかと思います。例えば、目標を下回ると減額、 上回ると増額というような考え方ができるかどうか、また、極めて低い水準となった場合には 違約金等での対応ということもあり得るかと思います。

それから(2)として実施事業者が講じるべき「措置」について、契約に盛り込むべきものとして何があるかということで、4つ挙げています。

として、秘密の保護、調査票の適正管理ですが、これは事業者に対してどのような措置を 求めるか、どの程度の水準を要求するのかということで、具体的な例として個人情報の漏え い・窃用の禁止、調査票の紛失防止など現在地方公共団体に求めている措置等を参照に事業者 の義務等を設定する。

として、調査結果の適正な取り扱いですが、これは と同様に、調査において得られた結果、データ、これの適正な取り扱いについてどのように考えるか、特に、経済統計の結果については不正使用、例えばインサイダー取引のようなものを防止する必要などがあるかどうかということです。

として、調査の切り替え・実施期間ですが、これは特に経常調査の場合に調査実施主体を

円滑に切り替えるにはどのような措置が必要かということで、現在、地方公共団体が提示している書類に加えまして、調査実施に係る留意点・ノウハウを提示する必要があるのではないかということです。

として、再委託の是非ですが、これは再委託についてどう考えるか、「公共サービス改革 基本方針」や「統計調査の民間開放に係るガイドライン」では、全部再委託禁止、一部再委託 は実施者の同意、委託者に再委託者から報告徴収させることを条件として許容するというよう なものがありますが、これと同様に考えればいいのかどうかというような論点があろうと思い ます。

資料4の参考を2つつけてあります。

初めの方は「資格要件」の例ということで、幾つかを抜き出しており、またモデル事業での 例なども一部紹介しております。

次のものは入札・契約に係る関係資料ということで、関係の法令等から今回の検討で関係すると思われる部分を抜粋したものでございます。幾つかの項目別に抜粋しておりまして、1ページには入札の内容についてそれぞれ関係の法令等から抜粋をしております。それから7ページ以降には評価基準について、9ページからは契約関係ということで、対象事務に求められる「質」についてのものです。12ページから実施事業者が講ずべき措置ということで、関係すると思われるものを抜粋してありますので、これもあわせてご覧いただければと思います。

以上です。

竹内座長 どうもありがとうございました。ご意見をいただきたいと思います。

大橋委員 資料3ですけれども、自治体との調整ではスケジュールとの関係で難儀なことは 事務処理特例条例をつくるのに時間がかかるという話があって、その関連で、条例の制定では なく政令でカバーしたらどうかとの提案・意見があったとの紹介がありましたけれども、そう いう施行令改正を予定しているのでしょうか。

飯島課長 政令改正については、地方の意見も踏まえながら内閣法制局や自治行政局とも相談をしているのですが、そういう中で、事務処理特例条例以外のやり方での対応、例えば政令を改めることで対応するというのは相当困難な状況です。検討は逐次進めているのですが、直近の状況ですと相当難しいという状況にあります。

竹内座長 どういう理由によるのでしょうか。条例を制定しないで政令でやるということは 不可能ということですか。

大橋委員 竹内先生の今の話に関連して言えば、想定されている施行令の改正内容として、

市区町村経由の調査の場合には統計調査員の設置に関する事務などを都道府県知事から市区町村に移譲するということを考えられているわけですよね。

基本的な考え方としては、事務処理特例条例は、都道府県が持っている事務を市区町村に都 道府県の条例によって移すというのが趣旨なわけでしょう。これが市区町村経由の調査の場合 には都道府県知事から市区町村に移譲することが政令でなぜできないのか、理由がはっきりし ないですね。

飯島課長 地方自治法に定められた権限移譲の手法として特例条例が認められるということで、事務処理特例条例の方法が考えられているわけですけれども、それ以外の手法を使うということになると、それは法律の段階できちんと委任ができるということが規定されていないと、政令にも書き込めないということが、関係部局の見解という状況です。

竹内座長 つまり統計法施行令第8条に知事が行う事務と市町村長が行う事務という区別が あるので施行令の方を改正することによって、それに対応して、もし条例があれば自動的にそ の条例を改正するようにできないんですか。

飯島課長 例えば、就業構造基本調査の調査員の事務をすべて市町村にするということであれば、できるかもしれませんけれども、今回の方法では、民間委託をする市町村があるケースだけ特例として事務を移すという形になるため、こういうような場合には地方自治法で定めた権限移譲で都道府県から市町村に移す処理が必要になります。

大橋委員 私の理解では、地方自治法には、都道府県知事が必要と認める場合には市町村長に都道府県の知事の事務を委任することができるという規定があるわけで、すなわち、一般的に都道府県知事の権限を条例によって市区町村に委任する必要の場合には委任することができると書いてあるだけなので、民間委託の場合の都道府県知事の権限を市町村長に移すときには法律上、明記されていなければならないのか。

飯島課長 条例であれば問題ないのですが、条例をつくらずに移譲することができないかと いうのが地方の要望なのです。それは難しいということです。

大橋委員 だから、条例を定めることでなく、政令でやってほしいというのが自治体の要望 でしょう。

飯島課長 今のスキームでは、条例をつくっていただいて、都道府県の事務を市町村に下ろ すということです。

竹内座長 つまり、方針としては国だけではすることができないということですね。そうい うシステムであるということであれば理解できますが。 大橋委員 条例よりは法令の方が本来上ですから、法令で定めればあえて条例で定める必要 はないですよね。

竹内座長 施行令のレベルではどうなんですか。

飯島課長 今の段階で、完全に100%だめという状況に至っているわけではなく、まだ検討している状況ですが、日々動いている状況の中なので、現時点の状況として非常に難しい状況という報告をしているものです。引き続き検討していきたいと思っており、できるだけハードルは低くした方がベターだと思っております。

竹内座長 ハードルを低くすると同時に、地方議会との関係も含め、はっきりとしたプリンシプルを確立していただきたいと思います。

飯島課長 それはもちろん早急に詰めなければいけないのですが、今はまだ検討中という状況です。

竹内座長どうぞ、他に何かご意見ありませんか。

いろいろな基準・条件ということですが、これは実際にどういうことが起こるかよくわからないので難しいという気がします。

大橋委員 私は、基本的には資料4の基準・条件で結構だと思います。この種の入札については統計調査以外ではいろいろやっていますから、既にハローワークを始め、そういうところでどのような基準・条件を設定しているのかも参考にしていると思うけれども、やっていただきたいと思います。

それで2つ、感想を申し上げれば、基本的考え方として「民間事業者を過度に制限しないよう留意する」とありますが、そこにもう少し趣旨を明確にするために公共サービス改革法で規定している用語として「創意工夫」というのがありますので、「民間事業者の創意工夫が十分発揮できるよう過度に制限しないよう留意することも必要」とつけ加えていただければと思います。

それから、入札資格ないしは特に再委託に関してですが、コンプライアンスに支障があるような事業者はだめというような意味合いの基準をつけ加えておいてほしいと思います。

竹内座長 私も同感で、例えばインサイダー取引などについての情報の不正使用というようなことをしてはいけないというのを委託先には課してあるわけですけれども、再委託先で自分の商売に用いるようなことがあったら困りますから、全部再委託は禁止でいいと思います。ただ、全面禁止はあまりにも難しいかもしれない。つまり、ある地域ではその業者だけではできないということが起こるかもしれないので、そのときに再委託先について条件をつけて、それ

を満たすものであるということにしておくのがいいと思います。

今、大橋さんがおっしゃったのはもちろんですが、例えば暴力団など情報の不正使用についての懸念を生ずるようなところはやめてもらいたいと思います。

舟岡委員 私は、再委託は原則禁止で良いと思います。再委託という手順が入ることによって秘密が漏えいする危険がさらに増すわけですから、統計調査の場合にそういう危険はできるだけ避けるようにした方が望ましいだろうと理解しています。

先ほど大橋先生のおっしゃった意見に大賛成で、それに関連して、そこでの「一方」という 言葉は、適当ではないと思います。

資料4は調査員調査を伴うときの民間開放の基準・条件であり、調査員調査を伴わないとき はこれとは違った基準が定められるという理解でよろしいですね。

飯島課長とりあえずは前提としていますのは、調査員調査ということです。

舟岡委員 わかりました。3の実施事業者の監督・モニタリングについては、実施中のモニタリング、それから調査が終わった後の事後的な監査をイメージされていると思いますが、調査の準備中のモニタリングがきちっとできるような仕組みをつくっておいた方が良いと思います。

落札したけれども、準備が十分整わなかったとき、手をこまねいていて、結局失敗するのを認めるという体制はよろしくないと思います。その際には、ペナルティ云々以前に、調査ができるだけ適切に行われるような体制を総務省並びに都道府県、市町村が総力を挙げてサポートするような仕組みも当然考えられて良いはずですから、準備期間中のモニタリングが何らかの方法でできることが必要かと思います。

この基準・条件を具体的に検討する際、指定統計に極めて密接であって、指定統計調査とあわせて結果が利用されている総務省統計局の統計調査として家計消費状況調査がありますが、この調査では業者が途中で変更になったという経緯がありますので、そのあたりの状況について、改めて報告していただきたい。どこをどのようにチェックすべきかについて、もう少し具体例を踏まえながら検討できると思います。

細かい点を言いますと、調査実績に関する基準については、少なくとも国の統計調査を実施しているところに入札資格があることを原則とするのが良いのではないかと思います。回収率がせいぜい50~60%、場合によって30~40%程度の実績しかない業者が、高い回収率で精度の高い調査を担える保証にはならないだろうと思います。

民間が実施する調査はアンケートのようなものが多いので、それを実績としてカウントする

ことになるといろいろ問題ですし、また中身にまで踏み込んで基準を設けることになりますと、 それもまたいろいろな問題が出てくるだろうと思います。

もう一点述べますと、信頼性のある統計調査の結果が得られるためには、客体が協力してくれることが絶対に必要な要素です。それは単に回収に協力するということだけではなくて、きちんとした内容を回答してくれるかどうかが重要なわけでして、その際、利害関係を考慮する必要があるのではないか。例えば、他社の子会社の研究機関とか、資本系列の調査機関が担えば、ライバル関係にある各社は協力しづらいですし、建前で協力したとしてもどこまで正確な回答をしているかは疑問だろうと思います。

実際、私はそういう調査事例を知っています。個別になりますので具体のお話はできませんが、調査客体からもヒアリングしましたし、その回答結果も確認して、なるほど、無理に回答させてはいけないということをしみじみと感じた経験を、あわせて申しておきます。

以上です。

新村委員 舟岡先生がおっしゃったことは、言うはやすく実は非常に難しいことではないかと思います。日本には調査機関というのは中立系といいますか、公益法人のようなところは非常に少なくなっておりまして、大きなところはどこかの系列に入っているわけですね。例えば、大手の系列の大調査機関は企業調査を引き受けられないとかの話になりますと、受託者は本当に限られてしまうので、参入障壁にならないかと感じました。

実際に、例えばエネルギー関係の調査を某省が実施していますが、それは民間の某財閥系機関にお願いしているわけです。エネルギーの需要調査ですが、実は各企業がどれだけ使っているかというのはもしかしたら個別企業からいえば秘密かもしれないし、ライバル系列の某社が使っているのがわかって、それを横流しするかもしれないということになりますと、民間シンクタンクはほとんど排除されますが、そのときにどう考えるか。

竹内座長 調査会社でも財閥系であっても何でも、やはりその会社の信用というのがあると 思います。だから、舟岡さんがおっしゃることはもっともだけれども、それをあまり形式的に 出したら、特定の企業系列の名前のついた企業の調査員は全部排除するかということになりま す。しかも単に名前がついているだけでなくて資本関係とまで言い出したら、切りがありませ ん。やはり調査会社としての信用がどれだけあるかというのが問題なので、そういうことは形 式的な基準には書けないように思います。

しかし、調査会社としての信用度というのはどのように測るのか言われたら困るけれども、 信用は一番大事だと考えていいでしょう。 土屋委員 こういう状況にはこれで対応できるかどうかということですが、例えばだれでも知っているような企業が調査に参入したい。けれども、今まで調査の経験がないので調査経験のある調査会社とタイアップして、ジョイントベンチャーのような形で入札に参加したいというようなときには、こういった条件で対応できるのかどうか、それは再委託とかそういう枠組みで話をするのかどうか。

竹内座長 ジョイントというのは具体的にはどのようなイメージでしょうか。

土屋委員 以前の業者ヒアリングでは調査を1つでは受けられないようなことが伺われるが、2つの企業が例えば一緒になって受けるとか、その際に全然調査とは関係なかった企業が調査会社と組んで一緒にやるというようなことです。

竹内座長 例えば、調査会社がリクルート会社と一緒になってやるというたぐいのことが起こるかということですね。例えば、そういうジョイントで応札するということは、どうなのでしょうか。

大橋委員 それは決めればいいと思いますし、ジョイントベンチャーでも可能というふうに 決めるべきだと思います。

飯島課長 その辺はまだ十分に議論していません。

舟岡委員 共同入札とか共同運営ということになりますと、再委託の抜け穴を見つけてとい うとことになりませんか。

竹内座長 ジョイントの場合にはもちろん両方の会社、あるいは3つ以上あればすべての会社について資格審査をすることになると思います。

大橋委員 両方が契約の当事者になるわけですから、ジョイントベンチャーであることを排除する積極的な理由はないように思います。

竹内座長 それは排除しておくと、形式的には1社で引き受けたことにして、事実上再委託 と同じことが行われるのはかえって質を落としますから、むしろジョイントベンチャーを認めて、きちんと審査した方がいいと思います。その場合にそのうちのジョイントを行う会社の1社に非常に経験があれば、その経験は生かしてやるということで、他の会社についてしっかりと資格は審査するということでやればいいと思います。

舟岡委員 それでは再委託になりますよ。

竹内座長 再委託は、一度委託を受けたところがさらに契約をするわけですから、ジョイントというのはこちらが同時に契約するので、再委託とは違います。

舟岡委員 ジョイントと言っても、この業務について相方が担い、この部分は我々が担うと

いう中での取り決めでしょう。その際に、先ほど先生がおっしゃったのはある社が担う業務について、それを履行するに足るような能力を持っているかどうかということを審査すればいいということですよね。それですと、実質的に再委託と変わらないのではないですか。私はさっき言いましたが、できるだけ秘密の漏えいの危険が高まることを考えれば、原則再委託を認めない方がいい。

竹内座長 私も再委託を認めないというのは賛成です。なぜかと言えば、再委託とは一度契約を受けたところがさらに委託契約をするわけで、その契約内容について国が直接監督することは必ずしもできないわけです。そこでこういうことをやってはいけないということを言えるけれども、国が具体的な契約そのものを結ぶわけではないわけですから、再委託というのは認めない方がいい。

委託するならば、そこの会社もつまりジョイントベンチャーであれば、ジョイントを受けた ところも直接契約しているわけですから、直接の監督下にあるわけで、やはり再委託とは違う と思います。

ただ、ジョイントベンチャーを簡単に認めることは問題ですので、そこはきちんとどういう ところはジョイントとしてやっていいかという限界線を審査すべきだと思います。再委託の場 合は、それができないからやはり問題だと思います。

再委託で一番まずいのはいわゆる丸投げというもので、全部を次に出して、場合によると2 段、3段になって、そうすると、実際に発注したところは一番下の方に対する監督ができない わけです。その途中の企業は単に委託したこと、コミッションだけで儲けるというのがあるわ けですから、そういうことは統計に関しては絶対禁止しなければならないので、丸投げは絶対 禁止です。丸投げではなくて、部分再委託でも再委託はなるべく慎重である方がいいというこ とについては舟岡さんと同意見ですが、ジョイントベンチャーの件では少し違います。

舟岡委員 秘密漏えいの危険が増すことは確かですね。

大橋委員 舟岡先生がおっしゃったジョイントベンチャーにおいて、A社はこういう仕事をする、B社はこういう仕事をするというふうに仮に決めたとします。それで契約の内容にもよりますが、基本的にはそういう契約条項も明確になっていないとすれば、行政機関とジョイントベンチャーのAとBという会社の契約においては、AとBという会社は引き受けた業務についてすべて責任を追うのだろうと思います。そこが再委託と違うところだと思います。

舟岡委員 それはわかります。私は監督云々ということよりも、先ほどから繰り返しになりますが、情報漏えいのリスクが増すことを避けたいという立場です。

大橋委員 再委託だから直ちに情報漏えいの危険性が増すかどうかということは、検証しないとわからないと思います。直ちにそう言えないのではないかと思います。

舟岡委員 少なくとも、A社で秘密保持の仕組みがきちっとできていることが必要で、B社についても同様です。その上で、A社とB社の間で情報が流れるとき、そこについても秘密が保持できる仕組みが必要になる。その意味では、A社だけに秘密保持の仕組みがきちっとできていることを条件とする場合に比べて、より厳しいということになります。

竹内座長 ジョイントベンチャーであれば、A社とB社の間で情報が行き来することはあり得ると思うし、そこは情報が行き来するものでなければ一緒に仕事ができないと思います。そこの情報が行き来していることが何か問題を起こしそうなことであれば、そういうジョイントベンチャーを禁止すべきです。例えば、調査会社として信用が十分にあるマーケティング会社が特定の事業会社、例えば自動車会社と結びついて自動車会社の販売員を調査員に使いましょうということはもちろん絶対いけないわけで、そこは情報の悪用はされないという保証は必要だと思います。

舟岡委員 そこのファイアウォールがきちっとしていないと困ります。

竹内座長 A社とB社の間のファイアウォールは要らないと思います。なくてもいいような 状況になければ、そのジョイントベンチャーはむしろ認める必要はないと思います。

舟岡委員 A社、B社が担う業務について、それぞれ履行能力をチェックするわけでしょう。 竹内座長 履行能力はチェックするけれども、義務としての秘密保持などは全部共通にかか るべきだと思いますよ。業務上の能力は別々でいいけれども、情報の悪用の禁止や秘密の保持 は共同で全部かかるのであって、それほど問題ないのではないか、そのときに審査をきちんと やればよいと思いますが。

飯島課長 必要な守るべき担保すべき条件があると思いますので、その辺を整理したいと思います。

竹内座長 次に、科学技術研究調査に係る実施要項について、来年度の民間委託に関する実 施要項ということで、説明をお願いします。

飯島課長 科学技術研究調査に係る実施要項について、資料5に盛り込む事項を11点列挙してありますが、具体的な内容については内閣府とも調整をしている状況です。この科学技術研究調査に係る実施要項については、資料4の2つ目の参考の9ページの「公共サービス改革基本方針」で実施要項を作成するということがあり、これを踏まえて、準備をしているものです。

1番の科学技術研究調査の詳細な内容と実施に当たり確保されるべき質に関する事項につい

ては、調査票の詳細な内容等、基本的な事項を盛り込んでおります。さらに、委託する業務の 内容について、これは基本的には計画に科学技術研究調査における委託の内容を盛り込んでい ますけれども、それをさらに具体化すべく準備をしているという状況です。

その中で、実施に当たり確保されるべき質といったものもありまして、具体的な案としては、 事業者が督促業務を行ったとき、結果的にどのくらいの調査票が回収されてくるか、そういう 形で質を規定することを考えております。

2番の実施期間に関する事項ですが、これは来年5月16日から10月31日までということで検 討しております。

3番の入札参加資格に関する事項ですが、これについても必要なものを盛り込む。

4番の入札に参加する者の募集に関する事項ということで、具体的に競争入札のスケジュールを規定しまして、どのような資料を提出してもらうかと、その中身について規定をしたいと思っています。

5番が落札者を決定するための評価の基準と落札者の決定に関する事項ですけれども、これは評価の基準ということで、具体的なものを幾つか挙げて考えていきたいと思っています。評価項目を大きく2つに分けて考えておりまして、1つは必須の項目、業務の目的、趣旨に沿った実行を可能とするために必要と思われるもの、もう1つがそれ以外の審査項目、業務を効果的に実施できるかどうか、それを審査するための要件というものに分けて考えたいと思っています。

必須の項目としては、要員の体制がどうなっているか、教育(研修)の体制がどうなっているか、それから情報管理等のセキュリティ対策、照会対応業務、どのような方法で照会に対して回答するかと、それから督促の業務、これを具体的にどのような形でやるかということを考えています。また、審査項目ということで、幾つかの審査項目を挙げまして、これについて評価をして、評価点をつけて、それで総合的に決めていくという形を考えております。

7番の受託者が報告すべき事項ということで、これも幾つか規定しておりまして、また8番の契約に基づき受託者が講ずべき措置に関する事項ということで、秘密の保持の問題、知的財産権等について、業務委託に係る制約、それから統計法令の遵守、契約の解除といったものを規定しております。

9番として損害賠償に係る事項、10番として実績の評価に関する事項ということを考えております。

11番として、実施に関し必要な事項ということで監督体制等を規定しております。

まだ中間段階のものでございますけれども、公共サービス改革法に基づいて科学技術研究調査、来年度の調査を民間委託するに当たっての要項の案ということで概略をご紹介させていただきました。

以上です。

竹内座長 督促業務のところの目標がありますけれども、全体としての回収率に関する目標 というのはどこに書いてあるんですか。

飯島課長 督促業務の結果どのぐらいの回収を得るかという書き方について、今、検討して おります。

竹内座長 つまり、そこには督促件数に対して何%以上の回収、大学等は100%、これは問題ないのですが、督促件数に対して何%以上の調査の回収を得ることとあるけれども、そもそも督促しなければならないのが何%あるかによって随分違うわけですので、全体としての回収率、目標率というのをどこかに入れておかないとまずいのではないですか。

飯島課長 検討させていただきたいと思います。

竹内座長 やはり大事なのは回収率です。今のところ、業務の内容は照会と督促業務とある けれども、もう少し前の調査票の発送についてはどうですか。

飯島課長 その辺も今、検討中のところです。

竹内座長 今のところ、照会対応業務があって、督促業務があってというようになっていますが、別々に仕事して発注する可能性を考えているわけですか。

飯島課長 基本的には1社にすべてまとめた形でやっていただくことになります。

竹内座長 そうすると、その辺がはっきりわかるように書いていただきたい。今のところ少しわかりにくいですね。

新村委員 先ほどの資料では、調査員調査では資格要件を予決令とか公共サービスの上乗せ した基準を決めようということだったと思いますが、この科学技術研究調査については、要す るに統計調査であることによる資格というようなものは考慮しないというふうに思えましたが、 どうなのでしょうか。

要するに、例えば、ある実績を持っていることとかは全く考えないということなのか、それともそれはこの実施要項の外で言うことなのかどうかというのが、わからなかったのです。

入札に参加するものに必要な資格として、統計を扱うことに関する特殊な要件は何もいない のですが、それはどこかで規定するのですか。

竹内座長 必須のものというのは明記されている。多分考えているけれども、その辺は自明

のことだというので書いていないことがありそうな気がするんですが、自明のことも書く必要 はもちろんあると思います。

自明のことというのは、つまり統計調査をやるために必要な知識、経験なり、しっかりとした能力を持っていることは当然必要だと思うんで、多分それはあまりにも自明なことなので書いていないのではないか。

新村委員 自明ではなくて、要するに先ほど議論したところでは、例えば実績を要件に入れるか評価に入れるかというような議論をしていますよね。これについて実績は入れないという 決定をしたのかどうかということを知りたかった。

飯島課長 この検討については、これは調査員調査ではなく、郵便で出して照会、督促を行うということですので、調査員調査を頭に置いた実績というのはここでは考えませんが、ただ、必要な情報管理とか、そういうものについてはきちんと担保する必要があるという考え方です。 新村委員 そうすると、これは全く調査のやったことのないところでもいいということです

飯島課長 そのように考えています。

ね。

新村委員 調査員調査ではなくて、統計調査というのはやはりそれなりの特質があると思う わけです。そのときに何も調査経験を要件としないという決定をしたというふうに読んだので すが、それでいいのですか。

竹内座長 私はその辺はあまりにも自明だからと理解しましたが、多分理解が違うようです から、はっきりさせていただきたい。

新村委員 やはり外形要件として、もし実績を問うならば書かなくてはいけないと思います。 竹内座長 統計の調査員調査を実施したことがなくても、統計調査というものについての何 らかの経験とか実績がなければ、こういうことはできないと思います。

舟岡委員 意向調査の類いの調査だけではだめですね。

竹内座長 郵送アンケート調査をやっているところはたくさんあるけれども、単にそういう ところではだめかもしれません。何が大事になるのでしょう。

新村委員 どこまでを要件とするかというのは極めて難しいと思いますが、今のですと、何にもやったことのない、例えば事業会社が手を挙げても参加資格からは切れないですが、こういう場合を懸念しているわけです。

飯島課長 具体的な業務内容に限ってみると、客体からの照会とそれから督促業務になるということで、具体的な経験は特に規定する必要はないのではないかと考えたのですが、例えば

このような条件が必要だというのがありましたら、ご教示いただければと思います。

竹内座長 照会業務というのは、いろいろな企業がテレフォンセンターをつくっているけれども、その場合、仕事の内容をよく知らない人がテレフォンセンターにいると、こちらが電話でいらいらすることがあるわけですよ、どこかに回すというので。

やはり、照会のときに統計というものに対する感覚がある人が少なくとも指導員の中にはいないと、ただ電話の受け答えができますだけでは困るということはあると思います。ですから、そういう意味では、やはり統計調査ということに関しての経験とか能力があることは必要だと思います。

新村委員 生命保険会社というのは、苦情のコールセンターが非常に充実しており、そこが 手を挙げたら受けられるかと思いました。それを排除しないという決定をするなら、それはそ れで新たな参入であり、新たなビジネスチャンスかもしれないなとは思ったのですが、そこま で考えておられるかどうかということです。

飯島課長 今申しましたように、具体的な業務を考えていくと排除する理由がなかなかない ということでした。

竹内座長 排除しなくてもいいけれども、いろいろな複数の企業が応募してきたときに、やはり1つの選考基準としては、そういうことについての経験があることは必要ではないかと思います。

新村委員 評価項目に入れるという手もございます。確かに、資格要件にすると障壁だということになりますから、これだけだとできるんですよね。

舟岡委員 相対評価というのは入札した業者の中での評価ですか。

飯島課長 総合評価ですから、もちろん入札した業者の中で点数をつけて、一番点数の高い ところが落札をするという形になります。

舟岡委員 相対的に優位、標準、相対的に劣位というのはどのようなやり方ですか。何か標準があって、それより上か下か、それとも入札した業者の中で相対的なのか。

飯島課長 これは入札参加した企業の中での相対評価です。

舟岡委員 そうすると項目ごとに当然、基準は違ってくるということですか。

飯島課長 そうです。

小川委員でそうすると、ある程度最低限のものは明確にしておかないと問題になりますね。

竹内座長 これは実施要項ですから、実際にやっていただいてということにしたいと思います。最後に、統計センターの検討状況について紹介願います。

飯島課長 統計センター業務の民間開放につきましては、まだ検討中でして、現時点での状況を簡単に説明したいと思います。

基本的な認識としては、厳しい行財政事情のもとで統計センターが担うべき新しいいろいるな課題もありますので、民間事業者の創意工夫を活用した効率化を推進していくことが必要であるということで、その場合に求められるものとして、政府の重要統計はさまざまな政策判断等、極めて不可欠な指標として広く活用されておりますので、製表業務においても正確性、信頼性等の品質の維持向上、それから業務運営の一層の効率化、この両立を図っていく必要があるということです。

統計センターの業務を大きく切り分けますと、調査票の受付・入力の段階の業務、そして大きなウェイトを占めるさまざまな符号格付の業務があり、それから、全体を通しての管理・企画的な業務、審査の業務があります。まず調査票の受付・入力といったものについては、既に民間開放を推進しているという状況です。データ入力については、既に民間委託をしておりますけれども、19年度に実施する就業構造基本調査、全国物価統計調査の受付もあわせて民間委託を検討していきたいと考えております。

それから、大きなウェイトを占める符号格付ですけれども、これは現状では民間事業者がこういった事業、処理を行っている事例がほとんどありませんので、民間事業者の能力等の検証を行う必要があります。各調査の性格、規模や製表期間などに応じて品質の維持向上や効率化が図られると見込まれるものから推進していくことを考えるということで、試行的に18年度中に民間委託を一部進めるような形での入札をして、19年度前半までに結果を把握・分析することを考えていきたいと思っております。

それから管理的な業務、企画的な業務、こういったものについては、民間事業者がどういう ふうに参画し得るのか、またその場合に計画の結果の正確性等への責任をいかにして果たすことができるのかといった観点があります。また、審査に民間事業者がいかに参画し得るのか、 その場合に、民間事業者の履行状況をどのように確認すべきかあるいは結果の正確性等への影響がどうなるのかと、いろいろな論点がありますので、そういった検討事項について、さらに 精査をしながら、来年6月末を目途に整理していきたいと思っております。

今後のスケジュールですけれども、まず符号格付の実証的な検証については、18年度中に入 札をして、19年度前半に民間に委託する作業を行うことを考えております。

以上のような状況です。

竹内座長 調査票の受付・入力は調査実施の部分とつながっていますから、多分調査実施の

ところと結びつけてやらなければいけないところがあるだろうと思います。それは統計センターと統計局とで十分連携してやっていただく必要があるのではないかと思います。

舟岡委員 コーディングを民間に一部を委託し、検討するのは結構なことだと思いますが、 これは、センターで既に格付けしたものについて委託するのですか、それとも格付けしていな いものについて委託するのですか。どのように検証するのですか。

飯島課長 基本的にはセンターが格付けしていないものを民間に委託をして格付けをしてもらい、それで得られたものについて、改めてセンターの方で確認するということです。

竹内座長だから、国勢調査も一部抽出であれば、もう一度見ればいい。

舟岡委員 例えば、小分類レベルでの格付けが可能なのか、あるいは中分類レベルまでが可能なのかを検証するならば、あるところに中分類で格付けしてもらい、別のところに小分類格付けしてもらうという形で正確に中分類に対応した小分類になっているかどうかを確認する方法もありますね。

竹内座長 技術的にはチェックの仕方はいろいろあると思います。

飯島課長 最初のテストですので、基本的には民間に出したものを改めて統計センターの方で全部確認することとしています。

竹内座長 それでは、今後の予定についてお願いします。

飯島課長 いろいろご意見いただき、法律面、会計面など専門的な議論もあり、十分にお答えできなかったところがあります。そこで、座長とご相談させていただいて、次回から法律面と会計面の専門の方、弁護士の方、公認会計士の方からアドバイスしていただけるように参加させていただければと思っております。

竹内座長 わかりました。専門の方のご意見が必要なときは加わっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。それでは、その方向で考えたいと思います。

飯島課長 次回の開催日時につきましては、調整中ですので追って連絡させていただければ と思います。

竹内座長 11月は終わりに近いころで、また12月にももう一回ということのようですから、 どうぞよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございます。